

# 令和5年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	49	府省庁名	国土交通省
対象税目	個人住民税 <u>法人住民税</u> <u>事業税</u> 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）		
要望項目名	中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額等の特別控除（中小企業投資促進税制）の延長		
要望内容（概要）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 一定の機械装置等の対象設備を取得や製作等した場合に、取得価額の30%の特別償却又は7%の税額控除が選択適用（税額控除は資本金3,000万円以下の法人、個人事業主のみ）できるもの。</li> <li>・ 特例措置の内容 適用期限を2年間延長する。</li> </ul>		
関係条文	地方税法第23条第1項第3号、同法第72条の23第1項、同法第292条第1項第3号 租税特別措置法第42条の6、第52条の2 租税特別措置法施行令第27条の6、第30条 租税特別措置法施行規則第20条の3		
減収見込額	[初年度] — ( ▲9,000 ) [平年度] — ( ▲9,000 ) [改正増減収額] — (単位：百万円)		
要望理由	(1) 政策目的 国土交通省関係の中小企業者が生産性向上のための投資をしやすい環境を整備することを通じて、質の高い物流サービスの提供や公共事業の確実な施行等を確保し、もって国民生活の安定と我が国の経済活動の発展に資することを目的とする。		
	(2) 施策の必要性 人口減少・少子高齢化の進展に伴う労働力人口の減少や国際競争の激化等、中小企業を取り巻く事業環境は厳しさを増しており、足下では生産性が低迷し、人材確保や事業の持続的発展が懸念されているところ。 物価高・資源高等によるコストプッシュ・インフレ下や新型コロナウイルス感染症の影響により、中小企業の収益環境は悪化している。生産性を向上させ、賃上げを行い、経済の好循環を進めるためにも、設備投資を促進する必要があるところ、新型コロナウイルス感染症の影響で落ち込んだ設備投資がまだ十分回復していない状況にある。 このような状況下において、中小企業者等による積極的な設備投資・事業展開等を促すため、特別償却等の税制上の強力な支援を行い、中小企業者等の設備投資を通じた生産性の向上を図ることが不可欠。		
本要望に対応する縮減案	—		

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	<p>7. 中小企業及び地域経済の発展</p> <p>○経済財政運営と改革の基本方針 2022（令和4年6月7日） 第2章 新しい資本主義に向けた改革 1. 新しい資本主義に向けた重点投資分野 （1）人への投資と分配</p> <p>（賃上げ・最低賃金） 今年、ここ数年低下してきた賃上げ率を反転させたが、ウクライナ情勢も相まって物価が上昇している。こうした中、賃上げの流れをサプライチェーン内の適切な分配を通じて中小企業に広げ、全国各地での賃上げ機運の一層の拡大を図る。</p> <p>このため、中堅・中小企業の活力向上につながる事業再構築・生産性向上等の支援を通じて賃上げの原資となる付加価値の増大を図るとともに、適切な価格転嫁が行われる環境の整備に取り組むほか、抜本的に拡充した賃上げ促進税制の活用促進、賃上げを行った企業からの優先的な政府調達等に取り組み、地域の中小企業も含めた賃上げを推進する。</p> <p>また、人への投資のためにも最低賃金の引上げは重要な政策決定事項である。最低賃金の引上げの環境整備を一層進めるためにも事業再構築・生産性向上に取り組む中小企業へのきめ細やかな支援や取引適正化等に取り組みつつ、景気や物価動向を踏まえ、地域間格差にも配慮しながら、できる限り早期に最低賃金の全国加重平均が1000円以上となることを目指し、引上げに取り組む。</p> <p>（3）多極化・地域活性化の推進</p> <p>（中堅・中小企業の活力向上） 地域の経済やコミュニティを支える中堅・中小企業が生産性向上等を推進し、その活力を向上させ、経済の底上げにつなげていく。感染症に加え、デジタル、グリーン等の事業環境変化への対応を後押ししつつ、切れ目のない継続的な中小企業等の事業再構築や生産性向上の支援、円滑な事業承継やM&amp;Aの支援、伴走支援を行う体制の整備等に取り組む。</p>
	政策の達成目標	<p>国土交通関係中小企業者が生産性向上のための投資をしやすい環境を整備することを通じて、質の高い物流サービスの提供や公共事業の確実な施行等を確保し、もって国民生活の安定と我が国の経済活動の発展を図る。</p> <p>具体的には、下記の指標を満たすことを目標とする。</p> <p>【トラック】 ・営業用トラックの新車登録台数 対平成10年度比100%以上又は全車種の対平成10年度比を上回ること</p> <p>【内航船】 ・内航船舶の代替建造の促進 年間代替建造隻数を90隻以上</p>
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	令和5年4月1日～令和7年3月31日（2年間）
同上の期間中の達成目標	<p>国土交通関係中小企業の生産性の向上を図るため、以下のとおり、これら中小企業の設備投資を促進する。</p> <p>・営業トラックの新車登録台数 対平成10年度比100%以上又は全車種の10年度比を上回ること</p> <p>・内航船舶の代替建造の促進 年間代替建造隻数を90隻以上</p>	

	政策目標の達成状況	<p>【トラック】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・全車種の新車登録台数は平成10年度と比較して大きく減少し、近年は横ばいで推移している一方で、営業用トラックの新車登録台数は対平成10年度比113.7%となっている。</li> <li>・いずれの年度も営業用トラックは、全車種の対平成10年度比を上回っている。</li> </ul> <table border="1" data-bbox="387 241 1220 622"> <thead> <tr> <th></th> <th>(参考) 10年度</th> <th>平成 29年度</th> <th>平成 30年度</th> <th>令和 元年度</th> <th>令和 2年度</th> <th>令和 3年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>営業用 トラック 単位：台</td> <td>52,850 (100.0)</td> <td>72,009 (136.3)</td> <td>68,808 (130.0)</td> <td>68,457 (129.9)</td> <td>66,993 (126.8)</td> <td>60,102 (113.7)</td> </tr> <tr> <td>全車種 単位： 千台</td> <td>4,234 (100.0)</td> <td>3,359 (79.3)</td> <td>3,368 (79.5)</td> <td>3,206 (75.7)</td> <td>2,975 (70.3)</td> <td>2,685 (63.4)</td> </tr> </tbody> </table> <p>【内航海運】</p> <p>内航船舶の代替建造隻数 →代替建造隻数：年平均78隻（直近3カ年）となっている。</p> <table border="1" data-bbox="387 801 1085 992"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成 29年度</th> <th>平成 30年度</th> <th>令和 元年度</th> <th>令和 2年度</th> <th>令和 3年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>代替 建造 隻数</td> <td>93</td> <td>90</td> <td>80</td> <td>80</td> <td>74</td> </tr> </tbody> </table>		(参考) 10年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	営業用 トラック 単位：台	52,850 (100.0)	72,009 (136.3)	68,808 (130.0)	68,457 (129.9)	66,993 (126.8)	60,102 (113.7)	全車種 単位： 千台	4,234 (100.0)	3,359 (79.3)	3,368 (79.5)	3,206 (75.7)	2,975 (70.3)	2,685 (63.4)		平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	代替 建造 隻数	93	90	80	80	74
	(参考) 10年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度																													
営業用 トラック 単位：台	52,850 (100.0)	72,009 (136.3)	68,808 (130.0)	68,457 (129.9)	66,993 (126.8)	60,102 (113.7)																													
全車種 単位： 千台	4,234 (100.0)	3,359 (79.3)	3,368 (79.5)	3,206 (75.7)	2,975 (70.3)	2,685 (63.4)																													
	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度																														
代替 建造 隻数	93	90	80	80	74																														
有効性	<p>要望の措置の適用見込み</p> <p>要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）</p>	<p>（適用期間内における適用件数見込み）</p> <p>令和5年度 49,060件 令和6年度 49,060件</p> <p>※令和2年度「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」、中小企業景況調査等より推計</p> <p>現行制度は、税額控除と特別償却の選択適用を可能としているが、これにより、事業者は設備投資した初年度の税負担軽減による資金繰りの改善、償却費用の前倒しによる投下資金の早期回収を図ることが可能となる。これらの施策は企業の資金繰りにメリットを生じさせる効果があるため、事業者にとって投資へのインセンティブとなる。</p> <p>加えて、本特例措置では、中小企業者等の投資を幅広く支援するため、機械装置、測定工具・検査工具、ソフトウェア、普通貨物自動車、内航船舶を取得する場合（内航船舶以外はファイナンス・リースも含む）に適用が可能とされている一方、取得価額要件（一定金額以上の設備投資を対象）の設定や、一部の資産について一定スペック以上のものに範囲を限定することにより、事業の高度化等に資する設備投資に照準を当てて支援を行うべく、制度設計がなされているものである。</p> <p>また、本特例措置を利用して設備を導入した企業のうち、本特例措置がなければ設備投資を先延ばしした又は設備投資が減少したと答えた企業は半数以上であり（令和4年度中小企業庁アンケート調査より）、景気の先行きの不透明さ等から設備投資を躊躇する傾向にある中小企業者等の設備投資を着実に後押ししている。</p>																																	
相当性	<p>当該要望項目以外の税制上の支援措置</p> <p>予算上の措置等の要求内容及び金額</p>	<p>中小企業者等が行う設備投資関連の他の税制としては、中小企業経営強化税制がある。</p> <p>中小企業経営強化税制については、中小企業等経営強化法における「経営力向上計画」の認定を受け、生産性の高い設備等を導入した場合に、より効果の高い税制措置（即時償却又は取得価格の10%の税額控除（資本金3,000万円超1億円以下の法人は7%））を利用できる税制となっている。</p> <p>—</p>																																	

	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	<p>本特例措置では、中小企業者等の投資を幅広く支援するため、機械装置、検査工具・測定工具、ソフトウェア、普通貨物自動車、内航船舶を取得する場合（内航船舶以外はファイナンス・リースも含む）に適用を可能とする一方、取得価額要件（一定金額以上の設備投資を対象）の設定や、一部の資産について一定スペック以上のものに範囲を限定することにより、事業の高度化等に資する設備投資に限定して支援を行うべく、制度設計がなされている。</p>

<p>税負担軽減措置等の適用実績</p>	<p>【適用件数】  平成 29 年度：67,035 件  平成 30 年度：54,634 件  令和元年度：53,930 件  令和 2 年度：49,060 件  ※令和 3 年度の適用件数は「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」未公表のため不明。</p>																				
<p>「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績</p>	<p>【令和 2 年度】</p> <table border="1" data-bbox="403 409 1149 566"> <tr> <td>(道府県民税)</td> <td>特別償却</td> <td>6 億円</td> <td>税額控除</td> <td>2 億円</td> </tr> <tr> <td>(事業税)</td> <td>特別償却</td> <td>126 億円</td> <td>税額控除</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>(市町村民税)</td> <td>特別償却</td> <td>31 億円</td> <td>税額控除</td> <td>11 億円</td> </tr> <tr> <td>(地方法人特別税)</td> <td>特別償却</td> <td>162 億円</td> <td>税額控除</td> <td>—</td> </tr> </table>	(道府県民税)	特別償却	6 億円	税額控除	2 億円	(事業税)	特別償却	126 億円	税額控除	—	(市町村民税)	特別償却	31 億円	税額控除	11 億円	(地方法人特別税)	特別償却	162 億円	税額控除	—
(道府県民税)	特別償却	6 億円	税額控除	2 億円																	
(事業税)	特別償却	126 億円	税額控除	—																	
(市町村民税)	特別償却	31 億円	税額控除	11 億円																	
(地方法人特別税)	特別償却	162 億円	税額控除	—																	
<p>税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）</p>	<p>【トラック】  税制措置による設備投資の押し上げ（下支え）効果の具体的な数値としては、税制措置があることによって約 6 割の企業の投資判断を後押しし、また、税制措置による税の減免（キャッシュフローの増加）分の使途としては、約 4 割が新たな設備や人材育成等への再投資に回るとのアンケート結果がある。（トラック事業者の意識調査（トラック協会によるアンケート））</p> <p>【内航海運】  内航海運業は、経営基盤の脆弱な中小企業が大半を占め、老朽化した船舶を更新するなどの新たな投資を行う意欲を有していても、十分な資金を確保できないために、これに踏み切れない者が多い。  このような状況の下、意欲ある中小企業の設備投資を後押しすることにより、生産性の向上及び経営の近代化・合理化が図られている。</p>																				
<p>前回要望時の達成目標</p>	<p>国土交通関係中小企業者が生産性向上のための投資をしやすい環境を整備することを通じて、質の高い物流サービスの提供や公共事業の確実な施行等を確保し、もって国民生活の安定と我が国の経済活動の発展を図る。  具体的には、下記の指標を満たすことを目標とする。</p> <p>【トラック】  ・営業用トラックの新車登録台数  対平成 10 年度比 100%以上又は全車種の対平成 10 年度比を上回ること</p> <p>【内航船】  ・内航船舶の代替建造の促進  年間代替建造隻数を 90 隻以上</p>																				
<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>営業用トラック、は令和 3 年度末時点で、平成 10 年度比 113.7%となっており、目標を達成している。内航船舶の代替建造隻数については、直近 3 ヶ年の平均が 78 隻となっており、目標は達成できていない。その要因としては、国内貨物輸送量が増えない中、建造のペースが上がらないことが一因と考えられる。  中小企業者等の設備投資状況等は、新型コロナウイルス感染症拡大以前は持ち直し傾向にあり、新型コロナウイルス感染症の影響についても、感染症拡大当初の 2 年前と比較すると、最近は、回復傾向が見られたが、未だ、持ち直している状況とは言えず、また、昨今の物価高・資源高等の影響等、先行きの不透明さがあり、中小企業者等の積極的な設備投資・事業展開等を促すためには、引き続き支援が必要。</p>																				
<p>これまでの要望経緯</p>	<p>平成 10 年度 「総合経済対策」（平成 10 年 4 月）に伴う措置として創設  平成 11 年度 1 年間の延長及び対象設備等の拡充（普通貨物自動車：車両総重量 8 トン以上→3.5 トン以上）  平成 12 年度 1 年間の延長（平成 13 年 5 月末までの適用期間の延長）  平成 13 年度 10 ヶ月の延長（平成 14 年 3 月末までの適用期間の延長）  平成 14 年度 2 年間の延長（平成 16 年 3 月末までの適用期間の延長）、対象設備（機械・装置）の取得価額の引き下げ  平成 16 年度 2 年間の延長（平成 18 年 3 月末までの適用期間の延長）、対象設備（器具・備品）</p>																				

の取得価額の引き上げ

平成 18 年度	2年間の延長（平成 20 年 3 月末までの適用期間の延長）、一定のソフトウェアの追加、器具・備品の見直し（デジタル複合機の追加）
平成 20 年度	2年間の延長（平成 22 年 3 月末までの適用期間の延長）
平成 22 年度	2年間の延長（平成 24 年 3 月末までの適用期間の延長）
平成 24 年度	2年間の延長（平成 26 年 3 月末までの適用期間の延長）、器具・備品及び工具の見直し（試験又は測定機器、測定工具及び検査工具の追加）
平成 26 年度	3年間の延長（平成 29 年 3 月末までの適用期間の延長、上乗せ措置部分の即時償却及び税額控除の拡充）
平成 29 年度	上乗せ措置部分を改組・新設の上、2年間の延長（平成 31 年 3 月末までの適用期間の延長）
令和元年度	2年間の延長 （令和 3 年 3 月末までの適用期間の延長）
令和 3 年度	2年間の延長（令和 5 年 3 月末までの適用期間の延長）、対象法人に商店街振興組合を追加、指定事業に不動産業等を追加、対象資産から匿名組合契約等の目的である事業の用に供するものを除外。